

発議第 1 号

東浦町議会委員会条例の一部改正について

東浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 18 日提出

提出者 東浦町議会議員 古川博之
賛成者 東浦町議会議員 田崎守人
東浦町議会議員 大橋高秋
東浦町議会議員 高橋和夫
東浦町議会議員 山田眞悟
東浦町議会議員 前田耕次
東浦町議会議員 水野照三

東浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

東浦町議会委員会条例（昭和 46 年東浦町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(出席説明の要求) 第 17 条 委員会は、審査又は調査のため、町長、 教育委員会の教育長 、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員 その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	(出席説明の要求) 第 17 条 委員会は、審査又は調査のため、町長、 教育委員会の委員長 、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員 その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 17 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 17 条の規定は、なお効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。